

第72号**申17号**発行日
2019. 4. 13*Super
Highway*

スーパーハイウェイ

JR東労組バス関東本部

発行責任者：遠山真一郎
編集責任者：大枝隆寿
東京都渋谷区代々木2-2-6
JR新宿ビル13F
Tel03-3375-5045 (NTT)**申17号「ジェイアールバス関東による組合員への執拗な脱退恫喝による不当労働行為の撲滅を求める申し入れ」をおこなう！**

2018年3月30日から突如として始まるバス組合員のJR東労組からの脱退に私たちは大きな衝撃を受けました。それは、18春闘の回答指定日に向けて労使間で議論を積み重ねて、厳しい議論のなかから導きだした春闘妥結日に、管理者組合員から脱退が始まったからです。その後、5月14日と5月28日には本社分会組合員40名の脱退届が一斉に東京地本へ届く事態にまで発展し、職場は混乱状態へ陥りました。驚くことにその脱退理由はほぼ統一されており、18春闘交渉を労使で真摯に議論を積み重ねてきた経過からみても、あまりにもかけ離れた理由と言わざるを得ません。本社分会組合員の脱退以降、会社からの執拗な利益誘導、人権侵害、差別による不当労働行為は加速していきます。その陰湿な中身は正社員登用試験を控える組合員や、正社員登用試験における利益誘導そして、不祥事を起こした組合員に対しての常軌を逸した脱退恫喝へとエスカレートして行き、今もなおその行為は止むことはありません。職場の組合員の声は「管理者から乗務前に、組合を脱退したのかと聞かれると運転に集中できない」「不祥事を起こしてしまったことは反省するが、なぜ組合脱退届けを提出すれば揉み消すとまで言われるのか」「明らかに人権侵害であり、この会社は不当労働行為が体質化している」という悲痛な叫びが職場に蔓延しています。

一方、会社は団体交渉の席上において不当労働行為を「言った、言わない」の議論に切り縮め「不適切な言動はない。会社は支店長を信頼する」と主張し、事実を認めず同様の内容を繰り返しています。具体的な事象を訴え、調査を要請しても脱退を恫喝した側からのみの事実確認で、脱退を恫喝された側の事実を確認していないのはあまりにも不誠実です。

JRバス関東本部は、これからのジェイアールバス関東の未来を考え、法令遵守の企業風土と安全で安心して働ける職場環境を確立するには、人権侵害、差別、利益誘導等による脱退強要を撲滅し、組合員と家族の不安を取り除くことが最重要な課題と考え、以下のとおり申し入れました。

- 1 職場で常態化している、人権侵害、差別、利益誘導による組合員への脱退恫喝を直ちにやめること。また、これまでの不当労働行為の事実を認め、会社は謝罪すること。



組合員と家族を不安に落とし込める不当労働行為は絶対に許さない！！